

空き家等対策計画に基づく取り組みの経過について（令和2年1月1日現在）

— 令和元年度 —

1 空き家等の調査

(1) 空き家等に関する情報収集

- ・地域住民からの空き家等に関する情報の収集と助言・指導等を継続し、問題解決に努めている
- ・今年度は**31件**の情報提供があり、所有者等が**対応済み26件**、**対応中3件**、**未対応2件**となっており、**未対応の2件**については、通知等により改善へ向けて助言指導を継続中
- ・**31件**の内訳：樹木・雑草の繁茂**20件**（1件）、建物・塀関係**11件**（1件）
※（ ）は所有者等が未対応の件数、その他1件は所

◆ 所有者等未対応：2件

- ① 所有者等の経済的等の理由で対応してもらえていないもの・・・0件
- ② 助言指導を行っても対応してもらえていないもの・・・・・・・2件

2 空き家等の適切な管理の促進

(1) 市民への情報発信

- ・空き家対策に関するパンフレット（以下「パンフ」という。）やシルバー人材センターのチラシを適正管理等の啓発のため、市民や空き家等所有者へその都度配布中

(2) 専門家団体との連携・協力

- ・空き家の所有者等からの相談に対し、内容に応じて専門家団体を紹介し、問題解決を推進中
- ・令和2年3月6日（金）、空き家所有者等24組を対象に空き家に関する紛争、相続登記、遺言状の作成、空き家の売却や貸借、空き家の管理や利活用等の問題や解決に向けた「空き家なんでも相談会」を開催予定

(3) 地域及び高齢者への啓発活動

- ・令和2年1月、各地区嘱託員会において、空き家対策の取り組み（適正管理、補助制度）等について説明し、地域等へ周知を依頼済み

(4) 地域の人材（高齢者）を活かした維持管理の仕組みの構築

- ・鳥栖市シルバー人材センターと連携・協力し、空き家の適正管理（巡回、樹木伐採・除草）を推進中

(5) 早期アプローチ

- ・空き家対策に関するパンフを市民課（死亡届時）・税務課（相続人代表者選定時）と連携し、窓口等で配布・郵送中

3 空き家等及び跡地の活用の促進

(1) 空き家等の跡地の活用の促進に関する事項

- ・不良住宅空き家の除却費用の一部を補助への相談が今年度は**13件**あり、うち不良住宅に該当する空き家が**8件**、このうち**4件**（**50万円×4件**）を交付決定・交付済み
- ・全員相続放棄物件**1件**について、相続財産管理人制度を用い、当物件の売却、建物の解体・除却し、跡地の活用ができるよう、佐賀家庭裁判所に手続きを行い、認可が下り、不動産売買契約を締結済み現在、買受者が建物の解体・除却へ向け、準備中

(2) 空き家等の活用の促進に関する事項

① 流通の活性化の推進

- ・空き家・空き地バンクへの登録申し込みが今年度は**5件**あり、佐賀県宅地建物取引業協会へ照会を行った結果、うち**2件**については宅地建物取引業協会と一般媒介契約を締結し、取引業者により、買受者との不動産売買契約の締結へ向け、交渉中